

## 会員の皆様へ

本会は、千葉県市川市に事務局を置き（※但し総会決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる）、健全な納税者団体として、青色申告者に誠実な記帳と適正な申告の普及を図るとともに、租税に関する調査研究を行い、もって、納税道義の高揚および公平な税制と円滑な税務行政の確立に寄与し、併せて、事業経営の健全な発展を図ることを目的としています。

本会は、市川税務署管内（市川市、浦安市）の青色申告者によって組織され、平成25年4月、千葉県知事より公益社団法人として認定を受けた納税者団体です。

また本会は、次に掲げる事業を行っております。

1. 税制及び税務に関する調査研究並びに建議
2. 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会の開催
3. 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催及び記帳指導の実施
4. 振替納税制度の普及と指導
5. 機関紙の発行及び上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行配布
6. 友誼団体との連帯及び協調
7. 会員相互の親睦、情報の交換及び福利厚生事業
8. その他、前条の目的を達成するために必要な事業

※当会の会計制度は、毎年4月1日から翌年3月31日となります。

※会費は、原則年払い 毎年6月20日にご指定の口座から引落しとなります。

※入会にあたり、会員証を発行いたします。

※記帳相談等、ご来所の際には会員証の提示が必要です。

※会員証を紛失した時は、速やかに事務局に連絡し、再発行の手続きをして下さい。（再発行には、手数料が掛かります。）

※住所・氏名・連絡先の変更の場合は、速やかに事務局にご連絡下さい。ご連絡いただけないと、会報や大事なお知らせ等がお手元に届かなくなってしまう。

※本会を退会しようとする場合は、所定の退会手続きを経て退会する事が出来ます。（退会届は、原則会員本人自筆の署名が必要となります。）

※但し、退会を申し出た年度分までの会費は納入しなければなりません。

※また、既納の入会金および会費は、原則としてこれを返還致しません。

注：会員の皆様からお預かりした個人情報は、問い合わせ、当会の活動（総合案内、会報送付、記帳指導会及び会費集金等）及び当会の事業案内（各種共済、説明会、旅行案内等）の送付先としてのみ使用致します。また、皆様の承諾なしに第三者に提供することは致しません。

公益社団法人 市川青色申告会  
〒272-0021 市川市八幡1-2-20  
TEL 047-333-0111  
FAX 047-333-0330